介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請について二事業所用二

朝日町役場 保険福祉課

申請の流れ

(1)町へ事前申請(工事着工前に必ず申請して下さい。)

【申請に必要な書類】

- 住宅改修が必要な理由書
- ・工事費見積書(内訳の記載があるもの)
- 住宅改修筒所や概要がわかる図面
- 住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が被保険者と異なる場合)
- 住宅改修前の写真
 - ※・撮影日が写り込んでいる事。
 - 改修部分が図面のどの位置であるか分かる事。(便器や浴槽、ドアなどを入れる)
 - ・改修部分が容易に確認できるようにペンで図示する事。
 - ・段差はスケール等を当てて撮影する事。

町において、支給対象であることを確認し、本人へ書面にて通知と請求書を送付します。 必ず決定を確認後、施行事業者へ発注(依頼)して下さい。

(2)町へ事後申請

【申請に必要な書類】

- 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費等請求書
- 住宅改修工事完了届
- ・住宅改修に要した費用に係る領収書
- ・改修後の写真 →日付入りのもので、必ず改修前の写真と同じ角度で撮影し、 改修部分が容易に確認できるもの。

入院・入所中の場合、要介護認定申請中の場合

理由書(余白でも可)に下記の内容を追加記載すること。

- ① 暫定対応が必要な理由。
- ② 入院・入所中の場合、退院・退所予定日。
- ③「非該当」もしくは在宅生活とならなかった場合、全額負担となることを説明し本人、 家族の了承を得ていること。

※注意点

- 交付決定前に着工した住宅改修については、介護保険の対象外となり全額自己負担となります ので、決定後の着工を徹底して下さい。
- ・工事の改修内容、改修箇所に変更が生じた場合は、当初提出した申請を無効として新たに事前 申請からやり直して下さい。事前申請と内容が異なる場合は介護保険の対象外となります。
- ・住宅改修費の支給は介護保険給付費の一つです。十分なアセスメントを行い適正な保険利用を して下さい。